平成２４年（フ）第４０号
京都府宮津市字石浦11番地の３
債務者　山下　艶子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１５３号
広島市西区観音町13番25―804号、申立時の住所広島市中区舟入中町11番２―702号
債務者　池元　隆之
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１号
広島県廿日市市沖塩屋３丁目５番９号
債務者　香川　弘子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２９号
広島市安佐南区川内５丁目33番４―４号
債務者　齋藤　友和
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９００号
広島市南区宇品神田５丁目６番17―302号
債務者　北野　涼子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
山口県長門市通927番地１
債務者　中山こと　呉　　隆志
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１７０号
愛媛県松山市石手白石121番地２
債務者　高市　　正
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
福岡県田川市大字猪国1711番地１　ＫＭハイツＩ203号、前住所福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　西岡　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２８４号
大分市大字津守638番地の５
債務者　園田　洋一
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８５号
大分市大字津守638番地の５
債務者　園田しのぶ
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３３号
大分市大字小池原326番地　市営２Ａ２―101
債務者　成松　聖也
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６４号
宮崎市江南２丁目31番６号
債務者　猪股　　圭
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８４号
宮崎県都城市都原町3350番地12
債務者　畦元　　譲
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９１号
宮崎県都城市太郎坊町7786番地８
債務者　甲斐　友茂
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９２号
宮崎県都城市太郎坊町7786番地８
債務者　甲斐美代子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４８号
長野市宮沖3213番地１　ニューハピネス宮沖Ｂ棟101号
債務者　清水　聖司
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５６９号
京都府城陽市久世北垣内29番地の１　ＳＴＢＬＤ201号
債務者　松井　裕介
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７６６号
京都市北区鷹峯北鷹峯町32番地１　メゾンド光悦205
債務者　野見山孝子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係